常勤の講師・養護助教諭を希望する方へ

令和8年度　勤務条件等説明書　　三重県教育委員会

1　職務の内容
- 講師は、教諭、栄養教諭又は助教諭に準ずる職務に従事するものです。
- 養護助教諭は、養護教諭の職務を助けるものです。

2　資格等
- 校種・教科、職種に応じた有効な教育職員免許状を有する人
- 学校教育法第９条及び地方公務員法第１６条の欠格条項のいずれにも該当しない人

3　勤務形態
常勤（原則として８：３０から１７：００まで）

4　勤務場所
三重県内の高等学校、特別支援学校又は県立夜間中学校

5　給料及び手当

給　料	＜高等学校・特別支援学校に勤務する場合＞ 各年度の任用時に、高等学校等教育職給料表の初任給基準を基礎に、職務経験等を考慮して決定（昇給なし）。 ①大卒者 高教１級 25 号給　～ 高教１級 153 号給 給料月額　262,400 円　給料月額　344,600 円 教職調整額　13,120 円　教職調整額 17,230 円 ※特別支援学校等に勤務する場合には給料の調整額を支給
手　当	地域手当　給料（給料の調整額及び教職調整額を含む。）の 4.7%を支給 通勤手当　自家用車等の場合：距離に応じて支給（2㎞以上　月 3,000 円～） 公共交通機関の場合：定期券・回数乗車券等相当額を支給（上限　月 150,000 円） 住居手当　賃貸住宅の場合：規定に基づき、月 28,000 円を上限に支給 期末・勤勉手当　年２回（6 月及び 12 月）　年間 4.65 月分に在職期間割合を乗じた額 退職手当　6 月以上の継続した在職期間があれば、公立学校職員の退職手当に関する条例に基づき退職手当を支給 その他手当　扶養手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び義務教育等教員特別手当を規定に基づき支給

6　休暇
年次有給休暇　県の規定により付与
例：在職期間５月を超え６月に達するまでの期間について１０日付与
なお、再度、任用された場合は、年次有給休暇を繰り越すことができるものとします。
その他有給休暇等　県の規定により付与
忌引休暇、結婚休暇、夏季休暇、健康管理休暇（生理休暇）、公民権の行使、災害等による出勤困難等の特別休暇

7　服務
- 地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。
- 法令に基づく失職、懲戒処分、分限処分等がなされる場合もあります。

8　その他
- 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、地方公務員災害補償法を適用します。
- 加入要件に該当する場合は、公立学校共済組合（健康保険）、社会保険（厚生年金）に加入することになります。
- 地方公務員法第２２条の３第１項による臨時的任用職員として任用します。
- 出張の場合、県の規定により旅費を支給します。

※　上記の規定の内容については、令和８年１月１日現在のものであり、今後変わることがあります。

問い合わせ先　三重県教育委員会事務局　教職員課　県立学校人事班　℡059-224-2956
〈講師登録 URL〉　https://www.pref.mie.lg.jp/KYOSYOK/HP/33389030432.htm